第2章　監査の実施
第2節　監査意見と監査手続

〇学習のポイント
・監査の全体像を【図表1】で、確実に理解しよう。全体像を見失なわないことが大事。
・監査手続の種類について、【図表2】を用いて全体像をきちんと整理しよう。

1　監査意見形成の論理
（1）意見形成の論理構造（短答：A、論文：A）
テキスト44頁、51頁のとおりです。

（2）監査要点とは（短答：A、論文：A）
論文問題集　2-2-1参照のこと、また、テキスト44頁、51頁のとおりです。
3段落目の末尾2行目の「統合化し」のあとに、次の文書を追記しておいてください。
「統合化し、『財務諸表の適正性を間接的に立証することで意見形成の基礎を得て』、財務諸表全体と・・・」

（3）監査要点の例[監基報315：A177,A178]（短答：A、論文：A）
論文式試験では、監査要点と具体的な監査手続をセットで問う問題が頻出します。
各監査要点は定義としては覚える必要はありませんが、語句自体は覚えてください。
さらに、それぞれのイメージを「売掛金」を例にとっていえるようになってください。

A社の50期末の監査の売掛金の適正性の立証場面を次のとおりイメージしましょう。

監査要点	売掛金が適正であると言えるためには
実在性	貸借対照表の売掛金を構成する個々の売掛金は確かに存在し、実在するものだ。
網羅性	上記の個々の売掛金以外に貸借対照表に計上すべき売掛金はない。漏れなく計上されている。
権利の帰属	上記の個々の売掛金は確かにA社の資産だ（A社に帰属する売掛金だ。）。
評価の妥当性	売掛金は回収可能な金額で評価されている＝回収可能な金額となるよう適切な貸倒引当金が計上されている。
期間配分の適切性	存在する個々の売掛金は50期という時期（期間）に計上してよい売掛金だ。
表示の妥当性	売上債権には受取手形や電子記録債権があるが、上記で実在すると確かめられた売上債権は確かに売掛金だ。

※　評価の妥当性は通称「回収可能性」と呼ばれたり単に「評価」と言われたりしますが、正式には「評価の妥当性」です。

（4）アサーションと監査要点（短答：C、論文：D）
一般的にアサーションは経営者側からみた用語、監査要点は監査人側からみた用語ですが、
二重責任の原則から用語を使い分けています。ただし、実態は同じものです。
※　論文式試験で監査人側から論じるときは必ず「監査要点」という用語を用いてください。
※　試験上、また、監基報上、次の用語は同義で使われることがあるので、知っておいてください。
・アサーション
・経営者の主張
・財務諸表項目
・取引種類、勘定残高又は注記事項

（5）十分かつ適切な監査証拠の入手と監査意見の形成（短答：A、論文：A）
テキスト44頁、48頁のとおりです。
「総合的に評価」という箇所は、テキスト60頁（3）、163頁①②と書き込んでおいてください。
また、テキストの図には上段に「全体」、下段に「項目」と書き込んでおいてください。

2　監査手続と監査証拠（短答：B、論文：A）
【図表2】参照、52頁、53頁は監査現場で「実際に」行われる手続のことです。
いずれも定義を覚える必要はありません、イメージできれば十分です。
次の書き込みをしておいてください。
①　タイトル　記録や文書の閲覧のあとに　（コ証憑突合、帳簿突合）
②　実査対象となる例示に、（在庫品や固定資産に）現金、有価証券　を追加
③　タイトル　観察のあとに　（コ立会、現場視察）
④　タイトル　質問のあとに　（コディスカッション、コニュニケーション）
⑦　タイトル　再実施のあとに　（＝ウォークスルー）

（2）監査証拠（短答：B、論文：D）
定義の暗記は不要ですが、この範囲は短答でよく出題されます。

（3）監査証拠の十分性と適切性（短答：B、論文：B）
論文問題集　2-2-2参照のこと
十分性とは「量」です。適切性とは「質」で「監査要点への適合性」と「証明力（＝信頼性）」をいいます。
一般的に、十分性と適切性はトレード・オフの関係にあります（が、注意点として（※5）参照）。
テキストの最後の行のあとに、「すなわち、両者は相互補完関係にある。」と書き込んでおいてください。

(4)情報の(監査要点への)適合性と信頼性(証明力)(短答:A、論文:B)
短答頻出論点です、短答の肢の一つとして56頁、57頁の・の内容が問われることがあります。
また、55頁の内容は監査実務としても重要ですので、実在性と網羅性の表裏の関係をしっかり理解しましょう。

(その他補足)
・ ①については、タイトルを監査要点への適合性としてください。
その他①については、配布資料のとおり、テキストの加工(あるいはそのまま切り貼り)をお願いします。
・ 56頁の4つ目の・の回収可能性という記述に(評価の妥当性)という用語を書き込んでください。
また、論文問題集 2-2-3参照のこと
ある監査手続がどの監査要点(≒アサーション)を充足するのかは論文対策としても十分に理解しましょう。
・ ②については、タイトルを信頼性(=証明力)としてください、また、論文問題集2-2-4 参照のこと
・ ①②をまとめて、「適合性と証明力」と呼称することがありますが監査証拠の適切性を意味しています。

その他の論文用論点として、昨今の監査では、企業が作成した情報の利用にあたって情報源の信頼性、
情報のa)正確性と網羅性、b)目的適合性を確かめることが厳格に求められています。そこで、
企業が作成した情報の利用時の留意点として、情報のa)b)を確かめる、という点を知っておきましょう。
(なお、b)の末尾に(目的適合性)という語句を追記しておいてください。)

(5)監査証拠における矛盾又は証明力に関する疑義(短答:C、論文:D)
監査手続の結果矛盾や疑義を抱いた場合には放置せず解消しなければならない、ということです。

3 分析的手続
(1)分析的手続(短答:B、論文:B)
・監査の3つの局面いずれにおいても実施されます。論文問題集 2-2-5参照のこと
・ただし、①監査計画、②監査手続の実施、③監査意見の形成のうち、
①と③の段階では、「必ず」実施し、②では必要に応じて(テキスト59頁(※3)の後段の場合)実施します。
・①について、監査計画を策定するためには企業及び企業環境の理解が必須であることから、
リスク評価手続と言葉を置き換えることができます(つまり、59頁(※2)と61頁(※2)は同じことを意味してます。)。
【図表2】でいえば、リスク評価手続として企業及び企業環境を理解するが、具体的に分析的手続を実施して、
経済指標等との矛盾の有無から識別した重要な虚偽表示リスクを監査計画に反映させるという関係性です。
・財務データは、財務情報や財務数値と同義で、財務諸表に計上される金額とイメージしてください。
・非財務データは、財務データと関連性のあるデータのことであり、従業員数や販売数量をイメージしてください。

(手続のイメージ) 61頁で具体的なイメージを掴みましょう。
分析的手続は、具体的には、過年度財務情報との比較・趨勢分析、増減内容の把握、
経済指標・業界トレンド・他社推移との比較検証、財務指標分析(※)、推定値算出((2)参照)などがあります。
(※)財務指標分析は、今後管理会計論で学習する財務情報分析と同義です。

(2)分析的実証手続(短答:C、論文:C)((1)に含まれるが特に実証手続として実施されるもの)
・分析的実証手続は分析的手続ですが、実証手続として実施されるものです。
・したがって、定義は「実証手続として虚偽表示を看過しないために実施する分析的手続」としてください。
※ 実証手続(77頁(2)②)・・虚偽表示を看過しないために(発見するために)実施する監査手続
・手続のイメージは61頁を参照してください。
監査人が各種数値等から「推定値」を算出し、会社の財務諸表計上額とを比較検証する手続をいいます。
・実務では分手はほとんど使用されることはありません(基本的に証明力は詳細テスト>分手実証だから)。
実施するのは、59頁(※3)の後段に該当する場合のみです。
なお、分手実証の結果を十分かつ適切な監査証拠とするための留意点4点(①~④)に注意してください。

(3)全般的な結論を形成するための分析的手続(短答:B、論文:B)
・③監査意見の形成段階では、「必ず」分析的手続を実施しなければなりません。
論文問題集 2-2-5参照のこと
・目的は、これまでに実施した監査手続を振り返り財務諸表全体で総括することにあります。
- 財務諸表項目別の個々の監査証拠が財務諸表全体の動きや財務諸表全体の指標と矛盾ないか
- 監査人が行ったリスク評価に対応して実施したリスク対応手続が十分かつ漏れなく実施されたか
- 上記の前提となる監査人のリスク評価に問題がなかったか
テキストの163頁①で改めて確認しましょう。
・もし、不足や問題があれば、再度①監査計画や、②監査手続の実施に戻ることになります。

(4)分析的手続の結果の調査(短答:C、論文:C)
監査手続の結果矛盾や異常点があった場合には放置せず解消しなければならないということです。

≪例示≫分析的手続のイメージ
配布資料のとおり、テキストの加工(あるいはそのまま切り貼り)をお願いします。

(4)　情報の適合性と信頼性

監査人は，監査手続を立案し実施する場合には，監査証拠として利用する情報（外部情報源(*1)から入手する情報を含む。）の適合性と信頼性を考慮しなければならない。[監基報500:6]

①　適合性

適合性は，監査手続の目的（又はアサーション）との論理的な関連性又は影響を扱う。

〔監査手続の目的と情報の適合性〕

監査証拠として利用する情報の適合性は，手続の目的によって影響される。

Ⓐ例えば，監査手続の目的が買掛金の実在性又は評価の妥当性に関して過大計上の有無を確かめることである場合，帳簿に計上された買掛金を検討することが目的に適合する監査手続となることがある。

Ⓑ一方，買掛金の網羅性に関して過小計上の有無を確かめる場合，帳簿に計上された買掛金の検討は目的に適合しておらず，期末日後の支払，未払の請求書，仕入先の支払通知書，不一致がある検収報告書(*2)などの情報の検討が目的に適合することがある。

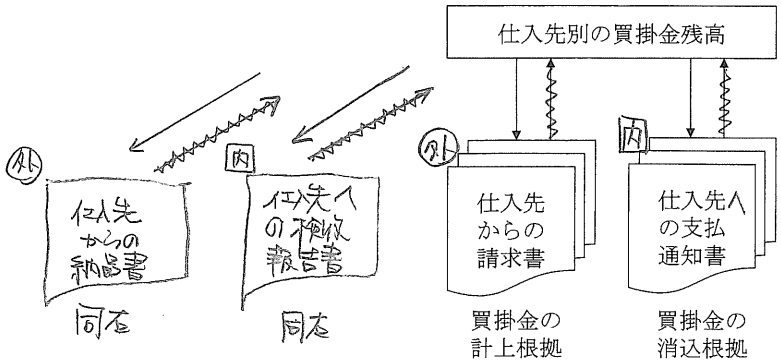

Ⓐつまり，会計帳簿に計上された買掛金に基づき，その根拠となる証憑書類の有無を確かめることにより，架空計上されたものでないこと（実在性）が裏付けられることになる。

Ⓑ一方，買掛金の証憑書類に基づき，対応する会計帳簿上の記録の有無を確かめることにより，計上漏れがないこと（網羅性）が裏付けられることになる。

(*1) 外部情報源とは，幅広い利用者の使用に適する情報を提供する外部の個人又は組織をいい，プライシング・サービス・ベンダー，政府機関，中央銀行又は広く認知された証券取引所などが含まれる。

(*2) 検収報告書と納品書との間に不一致がある場合には，買掛金の計上漏れの可能性があるため，不一致がある検収報告書を検討することが買掛金の網羅性を確かめる目的に適合することになる。

《例　示》　分析的手続のイメージ

② 分析的実証手続

固定資産台帳　（単位：千円）

	取得価額	期首簿価	耐用年数	減価償却方法	償却率	減価償却費	期末簿価
A備品	1,000	800	10	定率法	0.200	160	640
B備品	1,500	1,250	8	定率法	0.250	312	938
C備品	2,000	2,000	15	定率法	0.133	266	1,734
合　計	4,500	4,050				738	3,312

〔アサーション〕　期間配分（減価償却費）

〔許容可能な差異〕　50

〔推定値〕　加重平均償却率　0.182（＝0.200×(800÷4,050)
＋0.250×(1,250÷4,050)
＋0.133×(2,000÷4,050)

減価償却費　推定値 738（＝4,050×0.182）(*1)
計上額 738
差　異　0

〔結論〕　減価償却費の計上額は妥当

① 監査計画、そのためのリスク評価手続、企業及び企業環境の理解のための分析的手続

③ 全般的な結論を形成するための分析的手続

勘定科目	20X1/3	20X2/3	増減額	増減率(%)	理由
現金預金	100	150	50	50	・・・・・
売掛金	200	240	40	20	・・・・・
受取手形	200	180	△20	△10	・・・・・
有価証券	50	80	30	60	・・・・・
・・・					
・・・					

①の場合、20X2/3の予算や20X1/9などの期中実績

③の場合 20X2/3の実績

異常な変動、予期せぬ変動、監査で入手した他の証憑との矛盾などがあれば RMMを再評価・識別

(③) 全般的な結論を形成するための分析的手続においては，例えば，上記のように前期と当期の実績について比較分析を行い，財務諸表から識別される矛盾や異常な変動の全てについて，それが虚偽表示によるものではないことについて妥当な説明付けが得られていることを確かめることになる(*2)。

(①) 監査計画（リスク評価手続）における分析的手続においては、例えば上記のように前期と当期の予算や期中実績についての分析を行い、(P59(※2)のとおり)監査上留意すべきその他の関連情報との矛盾等を識別し、重要な虚偽表示リスクを識別することに役立てるために用いられる。

(*1) 上記例示のように総額に平均値を乗じることで概算額として推定値を算定して財務情報の合理性を検討する手法は，オーバーオール・テストと呼ばれ，減価償却費や利息について用いられる。

(*2) ①リスク評価手続として実施する分析的手続においては，例えば，前期の実績と当期の予算について同様の比較分析を行い，通例でない又は予期せぬ関係の識別を通じて重要な虚偽表示リスクを識別することになる。（P59(※2)と同義）（RMM）

4 確認

(1)確認とは(短答:B、論文:B)

・外部証拠であることから、証明力は一般的に高いとされます。論文問題集 2-2-4参照のこと
・「積極的確認」の証明力>「消極的確認」の証明力で、通常実務で消極的確認を実施することはありません。
・確認については、【別紙】(「積極的確認」の様式例)も参照のうえイメージを掴みましょう。

(2)確認手続(短答:B、論文:C)

①～④は以下のイメージです、また、⑤⑥も追加しておいてください。
①何を確認項目とするか
②誰に確認するか(誰に確認状を発送するか)
③確認状をどのような文言とするか(上記の【別紙】様式例も参照)
④確認状を発送する
(追加)⑤督促・回収
(追加)⑥確認差異の調整(テキスト63頁(4)④のこと)

(3)確認依頼の送付に対する経営者の不同意(短答:B、論文:C)

・不同意の場合にただちに③他の代替的な監査手続を実施するわけではない点短答対策として注意です。
・②=不同意が何かの虚偽表示リスク(不正リスク含む。)や虚偽表示を示唆してないか評価という意、です。

(4)確認手続の結果(短答:B、論文:C)

・①の「確認依頼への回答に信頼性がないと判断した場合」は上記の(3)②と同じ取扱いとなります。
・③の状況を「監査範囲の制約」といいます。196頁で学習します。
・④の確認差異とは、確認した金額と回答のあった金額の差額のことを言います。
確認差異が虚偽表示である可能性があることから、確認差異については金額の大小にかかわらず、すべて調査しなければならない点を短答対策として書き込みをお願いします。

(5)入手した証拠の評価(短答:A、論文:A)

確認手続にかかわらず、すべての監査手続についてこの規定が適用されます。

5 特定項目の監査証拠

(1)棚卸資産～棚卸資産の実在性と状態～(短答:B、論文:C)

立会のイメージを掴むことが大切です。
・立会は、質問、観察、実査、記録や文書の閲覧等を含めた総合的な手続の総称です。
(イ)自社保管で、(ロ)在庫残高が重要で、(ハ)実務的に不可能でない限り、必ず実施することが求められます。
・在庫の「実在性」、「網羅性」、状態の把握を通じた「評価の妥当性」等のアサーションを検証します。
・「内部統制の運用評価手続」を兼ねることもあります。
・よければ、私が所属する監査法人(仰星監査法人)のYouTubeに解説があるので見てみてください。
・①のc)の末尾に(棚卸実施リスト→在庫の現物:実在性)、d)の末尾に(在庫の現物→棚卸実施リスト:網羅性)と記載。
自社保管は原則立会であるのに対して、他社保管の場合取扱いが違う点、短答対策上注意してください。

(2)訴訟事件等～企業が当事者(主に、被告)となっている訴訟事件等の網羅性～(短答:B、論文:C)

・偶発債務の関係から検討が必要とされています。負債に関連することから「網羅性」が重要な監査要点です。
なお、偶発債務についてはテキスト210頁で取扱います。
・③は、販管費の支払手数料や顧問料等に弁護士に対する支払いがないかを検討するものです。
・2段落目に「直接」とありますが、対面で面談という意味ではなく、文書、電話、メールででも構いません。
また、(※2)には質問書とありますが、実務的には確認手続として「確認状」を発送するのが通常です。

(3)セグメント情報～財務報告の枠組みに準拠した表示と開示～(短答:D、論文:D)

No.

2022年４月14日

※注　被監査会社から依頼する体裁をとる
（監査法人と確認先は直接の取引関係ないから）

〒□□□-□□□□

（確認先である取引先の住所・会社名等を記載する。）

御中

（住　　所）（確認元である被監査会社の名称等を記載する。）

（会 社 名）

（責任者名）　　㊞

勘定残高確認ご依頼の件

拝啓　時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

今般、弊社の会計監査に当たり、××監査法人は、下記のとおり、弊社の貴社に対する勘定残高の確認を望んでおります。

つきましては御多用のところ誠に恐縮に存じますが、下記の弊社の勘定残高について、貴社の記録とご照合いただいたうえで、太枠内の回答欄にご記入ください。また、照会内容との相違の有無に関わらず、必ず社名をご記入いただくとともに、社印をご捺印のうえ、ご返送ください。

ご回答後は、同封の返信用封筒にて2022年４月21日までに直接、✖✖監査法人宛（〒555-✖　大阪市××　06-××-××）にご返送下さいますようお願い申し上げます。

なお、本状は、貴社に対する支払の請求ではありませんので、念のため申し添えます。

敬具

記

2022年３月31日現在　　（単位：円）

貴社に対する債権		貴社に対する債務	
科　目	金　額	科　目	金　額
売掛金	11,000,000	該当なし	

以上

▼こちらの回答欄にご記入ください。

回　答

当社は、次のとおり、回答します。

年　　月　　日

（住　　所）

（会 社 名）　　社印

（責任者名）

（注）該当する事項をチェックしてください。相違がある場合には、その内容もご記入ください。

□ 上記と相違ありません。

□ 上記とは次のとおり相違しています。（科目、貴社の残高及び相違事項など）

（紙面不足の場合は別紙にご記入願います。）

担 当 者	整理 No.